

第20回広島県障害者陸上競技大会 障害区分・種目一覧表

NO. 1

1. 陸上競技区分・種目表

◎男女別・年齢区分別 △男女混合・年齢区分なし
▲男女別・年齢区分なし

障害区分		区分番号	障害内容	50m	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム	4x100mリレー	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーンバック投
				mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm								
肢体不自由	上肢	1	手部切断 片前腕切断または片上肢不完全 片上腕切断または片上肢完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	◎
		2	両前腕切断または片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎					※	◎		▲	◎	◎			
		3	両上腕切断または両上肢完全	◎	◎								▲	◎	◎			
	下肢	4	片下腿切断または片下肢不完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	◎
		5	片大腿切断または片下肢完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	◎
		6	両下腿切断	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	◎
		7	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	◎									◎	◎	◎	◎	◎	◎
		8	両大腿切断または両下肢完全										◎	◎	◎	◎	◎	◎
	体幹	9	体幹	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	◎
	車いす性常麻痺・以使外用で	10	第6頸髄まで残存	◎	◎						◎							◎
		11	第7頸髄まで残存		※	※				※	※	◎						◎
		12	第8頸髄まで残存		◎	◎				◎	◎	◎				◎	◎	◎
		13	下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎		◎	◎								◎	◎	◎
		14	下肢麻痺で座位バランスあり		※	※		※	◎						◎	◎	◎	◎
		15	その他の車いす		◎	◎		◎							◎	◎	◎	◎
3	脳血管性疾患・(脳外性傷害等)	16	四肢麻痺で車いす使用	◎							◎							◎
		17	けって移動	◎							◎							◎
		18	片上下肢または片上肢で車いす使用	◎							◎					◎	◎	◎
		19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎	◎					◎	◎	◎	◎
		20	その他走不能												◎	◎	◎	◎
		21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎		◎		◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎
		22	その他走可能	◎	◎	◎		◎		◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎
	4	23	電動車いす常用							◎								◎
視覚障害		24	視力0から0.01まで	◎	◎	◎		◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎
		25	その他の視覚障害	◎	◎	◎		◎	◎				▲	◎	◎	◎	◎	◎
聴覚・平衡機能障害、音声・言語、そしゃく機能障害	26	聴覚障害	◎	◎	◎		◎	◎					▲	◎	◎	◎	◎	◎
知的障害	27	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		△	▲	◎	◎	◎	◎	◎	◎
内部障害	28	ぼうこう又は直腸機能障害	◎					◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎
精神障害	29	精神障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		▲	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※複数の障害区分にわたり1つの◎が付いている場合は、1つの障害区分として競技をおこない、順位を決定する。

第20回広島県障害者陸上競技大会 障害区分・種目一覧表 No.2-1

1 年齢区分（令和8年4月1日現在）

障害種別	年齢区分
身体障害者	1部（13歳～39歳）
	2部（40歳以上）
知的障害者 精神障害者	少年の部（13歳～19歳）
	青年の部（20歳～35歳）
	壮年の部（36歳以上）

2 参加可能競技種目

障害種別	参加可能競技種目	
身体障害者	◎	1部・2部
	▲	男女別・年齢区分なし
知的障害者	◎	3年齢区分
	△	男女混合・年齢区分なし
	▲	男女別・年齢区分なし
精神障害者	◎	3年齢区分
	▲	男女別・年齢区分なし

3 身体障害者の障害区分（注意事項）

- ① 肢体不自由者の場合主として身体障害者手帳を基準とした障害区分である。したがって、運動機能の障害程度から区分される国際組織の障害区分とは異なる。
- ② 障害区分は、競技により異なっているが、身体障害者手帳との関係から、身体の形態的・機能的な視野に立った用語を多く使用している。
- ③ 障害が重複している場合には、選択した一つの障害区分ですべての競技に参加しなければならない。
- ④ 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、片側の障害として区分する。（両下肢が7級の切断の場合には片下腿切断に区分する）
- ⑤ 多肢切断や両上肢障害など、複数の部位の切断や機能障害がある場合は、3肢以上（多肢）や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない。（左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障害として区分する）
- ⑥ 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
- ⑦ 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
- ⑧ 関節離断は、上位の部位の切断として扱う。（肘関節離断は上腕切断となる）
- ⑨ 完全とは、上肢や下肢の大きな3大関節（肩・肘・手関節または、股・膝・足関節）の全てに機能障害があるものをいう。下肢の場合は長下肢補装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
- ⑩ サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位（上腕）の切断として扱っても、機能障害として扱ってもよい。
- ⑪ 「車いす常用」とは、日常生活で常に（家の中でも）車いすを使用していることをいう。それ以外について「車いす使用」となる。
- ⑫ 切断・機能障害の者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障害区分とする。
- ⑬ 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障害のある車いす常用（筋ジストロフィー症など）の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
- ⑭ 脳原性麻痺とは脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。
- ⑮ 視覚障害の視力は、矯正後（眼鏡、コンタクトレンズ等を使用した視力）の良い方び視力で判定する。視力は、光覚弁～手動弁は視力0、指數弁は視力0.01とする。また矯正後の視力が0.02以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、他の視覚障害に区分される。
- ⑯ 内部障害は、ぼうこう又は直腸機能障害のみを対象とする。

第20回広島県障害者陸上競技大会 障害区分・種目一覧表 No.2-2

■肢体不自由1

障害区分		番号	障害区分名	解説
切断・機能障害	上肢	切断	1 手部	片側および両側の手部切断
			1 片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
			1 片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
		2	2 両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
			3 両上腕	両上腕の切断者
		機能障害	2 片前腕・片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者
			1 片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
			1 片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
			2 両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
	立位	下肢	4 片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
			5 片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
			6 両下腿	両側の下腿の切断者
			8 両大腿	両側の大腿の切断者
			7 片下腿および片大腿	片下腿の切断および片大腿の切断者
		機能障害	4 片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
			5 片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
			7 両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者
			8 両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
		体幹	9 体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)【注:四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない】

■肢体不自由2

脊髄損傷等	脳原性麻痺以外で車いす常用または使用	10 第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)
		11 第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
		12 第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
		13 下肢麻痺で座位バランスなし	「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する
		14 下肢麻痺で座位バランスあり	
		15 その他の車椅子	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車椅子使用者(例:両下肢切断のため車椅子を使用し競技する者)

第20回広島県障害者陸上競技大会 障害区分・種目一覧表 No.2-3

■肢体不自由3

脳原性 麻痺 (脳性 麻痺, 脳血管 疾患 , 脳外 傷等)	車いす	16	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
		17	けって移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
		18	片上下肢または片上肢で車いす使用	日常動作において片側の上肢と下肢または片側の上肢で車いすを操作する者
		19	上肢で車いす使用	上肢による車いす使用者【注:軽度な上肢の麻痺があっても車いす駆動が可能な場合はこの区分に該当する】
	立位	20	その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者
		21	上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害のため上肢協調運動障害があるが、杖・歩行器を用いて走ることが可能な者
		22	その他走可能	「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する
	その他	23	電動車いす常用	四肢体幹機能障害等により常に電動車いすを使用している者

■視覚障害

視覚障害	24	視力0から0.01まで	視力は、矯正後の良い方の視力で判定する。 障害区分24は光を通さないアイマスクを装着する。
	25	その他の視覚障害	

■聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害

聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・そしやく機能 障害	26	聴覚障害	障害の程度による区分なし
----------------------------------	----	------	--------------

■知的障害

知的障害	27	知的障害	障害の程度による区分なし
------	----	------	--------------

■内部障害

内部障害	28	ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併した直腸・ぼうこう機能障害者は含まない
------	----	--------------	-----------------------------

■精神障害

精神障害	29	精神障害	障害の程度による区分なし
------	----	------	--------------